

令和6年度富士宮市若者チャレンジ支援施設管理運営業務委託に係る

公募型プロポーザル募集要項

令和6年4月

富士宮市 企画部 企画戦略課

1 目的

富士宮市では、第2期富士宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、持続可能なまちづくりを目指し、関係人口の創出や移住・定住人口の拡大、まちの魅力の創造・発信、地域に根ざした人材の確保に向けた施策を展開している。

これらを推進するためには、空き家の活用や地域で働く人が交流できる環境づくり、地域住民・移住者・移住希望者の交流機会の充実、同世代・異業種の交流の場の創出等、市民・団体・企業が連携して、地域内外の人の交流を促進しまちの活性化を図っていく必要がある。

また、本市においては富士山の豊かな資源を活用した産業が発展してきたが、少子高齢化・人口流出が進んだ結果、担い手不足に起因する様々な地域課題が深刻化している。

これを打開するためには、今後、地域の担い手となり得る若者世代（高校生～30代）をメインターゲットとし、アイデアの実践を伴走支援しながら地域住民や企業、団体、地元商店街などとの接点をつくることで、関係人口の創出や移住・二拠点居住、短期滞在等を支援しながら、地域や行政への参画を促進する必要がある。

そこで、本市の新たな地域活性化策として、若者が自身の夢やビジョンに向かって一歩踏み出し、チャレンジする機会を作るため、市民・団体・企業が連携し、それを支援する「場」を創出することを目的とする。

また、本事業は社会実験として実施し拠点施設の実験的利用・試行を行うことで、今後のまちづくり施策のニーズ調査及び可能性調査としても活用する。

2 業務内容

- (1) 業務名称 令和6年度富士宮市若者チャレンジ支援施設管理運営業務
- (2) 業務内容 別添「令和6年度富士宮市若者チャレンジ支援施設管理運営業務委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に記載のとおり。ただし、契約時における業務仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて変更することができるものとする。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託料

本業務に関する委託上限金額は、8,880千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。なお、金額は、単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

4 事業者選定方法

公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）

5 応募資格

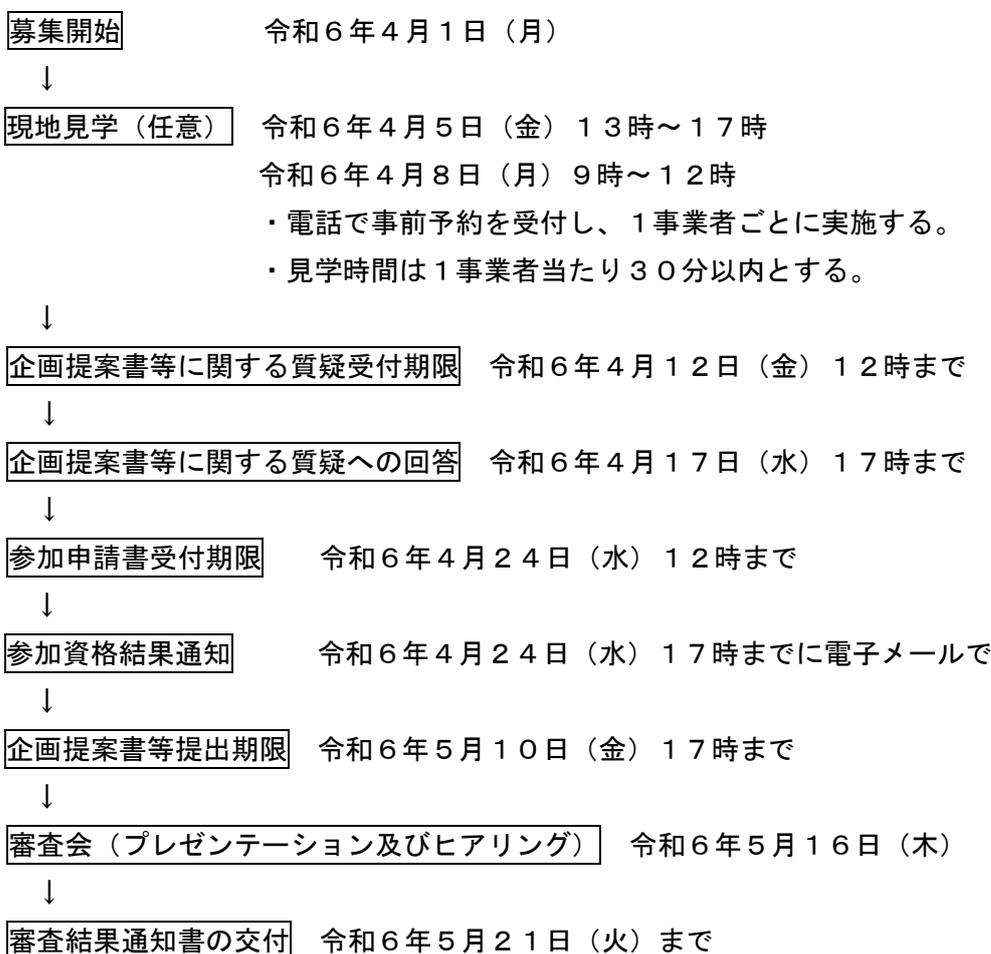
プロポーザルに応募しようとする者は、次に掲げる応募資格を有すること。

- (1) 業務仕様書に基づく業務を行うことができること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当す

る者でないこと。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと、及びその開始が決定されていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 公租公課を滞納していないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではないこと。
- (7) 富士宮市暴力団排除条例（平成24年富士宮市条例第25号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

6 選定スケジュール



7 現地見学について

- (1) 実施期間 令和6年4月5日（金） 13時～17時
令和6年4月8日（月） 9時～12時
上記のうち、1事業者ごとに30分以内とする。
- (2) 受付方法 電話で希望日時の事前予約を行うこと。電話受付の対応可能時間は平日8時30分から17時15分までとする。
電話：0544-22-1215

受付期間：令和6年4月5日（金）17時まで

- (3) その他 現地見学は任意参加とし、プロポーザルへの参加は参加申請書の提出をもって申請するものとする。

8 企画提案書等に関する質疑受付について

- (1) 受付期間 令和6年4月12日（金）12時まで
(2) 提出方法 質疑書（別紙様式）を電子メールにて以下のメールアドレス宛てに提出し、受信状況を電話で確認すること。
メールアドレス：kikaku@city.fujinomiya.lg.jp
電話：0544-22-1215
※電子メール以外での質疑は一切受け付けない。

9 企画提案書等に関する質疑への回答について

令和6年4月17日（水）17時（予定）までに順次富士宮市ホームページで公開する。

10 参加申請書の提出

- (1) 提出期限 令和6年4月24日（水）12時まで
(2) 提出方法 持参（土日・祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
(3) 提出先 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地
富士宮市企画部企画戦略課地域政策推進室（富士宮市役所3階）
(4) 提出書類 以下の書類を各1部提出書すること。
・参加申請書（様式1）
・誓約書（様式2）
・会社概要書（様式3）
・業務実績書（様式4）

11 参加資格結果通知について

- ・参加申請書を受理した後、参加資格要件を満たすと認めた者を有資格者として取り扱う。
- ・令和6年4月24日（金）17時までに、参加申請書に記載された連絡先に電子メールで通知する（様式8）。

12 参加辞退について

参加申請書提出日以降に参加を辞退する場合は、企画戦略課地域政策推進室へ電話連絡のうえ、辞退届（様式自由）を提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。また、参加資格結果通知後の辞退は、原則認めない。

13 企画提案書等の提出

以下の申請書類を提出期限までに郵送又持参すること。（持参の場合は土日・祝日を除く。郵送の場合は提出期限必着とする。）

- (1) 提出期限 令和6年5月10日（金）17時まで
- (2) 提出方法 持参（土日・祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (3) 提出書類
 - ・企画提案書表紙（様式5）・・・提出部数1
 - ・企画提案書（様式自由）・・・提出部数7
 - ・工程表（様式自由）・・・提出部数7
 - ・参考見積書（様式自由）・・・提出部数7

※ 企画提案書については、用紙はA4版を基本（図表等でA3版を使う場合はA4版に折って使用）とし、縦置き（左綴じ）で製本すること。印刷については、片面・両面は問わない。

※ 参考見積書については、施設初期整備費用、施設維持管理費用、企画・運営費用における整備内容や企画内容について、費用毎に、作業内容の詳細や人数、作業期間等が分かるよう内訳を記載すること。

14 審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）

- (1) 期 日 令和6年5月16日（木）
- (2) 場 所 620会議室（富士宮市役所6階）※時間については個別に連絡する。
- (3) 出席者 出席者は3名以内とする。
- (4) 所要時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内、計30分以内とする。
- (5) プレゼンテーションの内容
プレゼンテーションは、紙面及びプロジェクターの使用も可とする。また、提出した企画提案書に基づき説明を行うものとし、内容の変更や追加資料の提出は一切認めない。ただし、説明用パワーポイント等の編集は可とする。
- (6) 実施順 企画提案書の受理順とする。
- (7) 映像機器等の使用
プロジェクター、スクリーンは本市で用意する。それに接続するパソコン等の機材は説明者側で用意するものとする。また、それらを使用するための準備に要する時間はプレゼンテーション前の10分以内とする。
- (8) その他 審査内容や採点等に関する問合せには一切回答しない。また、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

15 審査方法

- (1) 提出された企画提案書及びプレゼンテーション（ヒアリング）により審査（審査基準：別紙1）を実施し、その結果に基づいて契約候補者を決定する。
- (2) 最高得点者が複数の場合は見積額がより安価であった者を契約候補者とし、見積額が同額であった場合はくじ引きにより決定する。

16 審査結果の通知

期日 令和6年5月21日（火）（様式7）

17 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 参加申込書の提出以降、入札参加の停止を受けた場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、提案に当たり、著しく信義に反する行為等、選定委員会
が失格であると認めた場合

18 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出書類の著作権は、参加申込者に帰属する。ただし、富士宮市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 提出書類は一切返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出期限（令和6年5月10日（金）17時）以降は、記載された内容の修正又は変更を認めない。
- (4) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、富士宮市情報公開条例（平成15年富士宮市条例第29号）の規定に基づき、提出書類を公表する場合があるものとする。

19 契 約

プロポーザルの審査結果に基づき、富士宮市は契約候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。ただし、選定した者が地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、次点であった者を契約候補者と選定する。

20 留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 業務を遂行するに当たり知り得た情報について、富士宮市の許可を得ることなく外部に漏らしてはならない。

21 問合せ先

富士宮市 企画部 企画戦略課 地域政策推進室

〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地

電話 0544-22-1215 FAX 0544-22-1206 MAIL : kikaku@city.fujinomiya.lg.jp